

居宅療養費管理指導サービスコード表(H26.4～)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
31	1111	医師居宅療養管理指導ⅠⅠ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	503単位	503	1回につき		
31	1113	医師居宅療養管理指導ⅠⅡ		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	452単位	452				
31	1112	医師居宅療養管理指導ⅡⅠ		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	292単位	292			
31	1114	医師居宅療養管理指導ⅡⅡ		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	262単位	262				
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			503単位	503		
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			452単位	452		
31	1221	薬剤師居宅療養ⅠⅠ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回限度)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			553		
31	1222	薬剤師居宅療養ⅠⅠ・特薬			553単位		特別な薬剤の場合 + 100単位		653	
31	1251	薬剤師居宅療養ⅠⅡ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			387		
31	1252	薬剤師居宅療養ⅠⅡ・特薬			387単位		特別な薬剤の場合 + 100単位		487	
31	1223	薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)		503		
31	1224	薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬					503単位		特別な薬剤の場合 + 100単位	
31	1255	薬剤師居宅療養ⅡⅡ				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)		503		
31	1256	薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬					503単位		特別な薬剤の場合 + 100単位	
31	1225	薬剤師居宅療養ⅡⅢ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)		352		
31	1226	薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬					352単位		特別な薬剤の場合 + 100単位	
31	1253	薬剤師居宅療養ⅡⅣ				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)		352		
31	1254	薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬					352単位		特別な薬剤の場合 + 100単位	
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			533単位	533	
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			452単位	452	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ		ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			352単位	352	
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			.302単位	302	
31	1261	看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			402単位	402		
31	1262	看護職員居宅療養Ⅰ・准看					准看護師が行う場合 × 90%	362		
31	1263	看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)				362		
31	1264	看護職員居宅療養Ⅱ・准看		362単位			准看護師が行う場合 × 90%	326		

介護予防居宅療養管理指導サービスコード表(H26.4～)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
34	1111	予防医師居宅療養ⅠⅠ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	503単位	503	1回につき		
34	1113	予防医師居宅療養ⅠⅡ		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	452単位	452				
34	1112	予防医師居宅療養ⅡⅠ		(2)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	292単位	292			
34	1114	予防医師居宅療養ⅡⅡ		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	262単位	262				
34	2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			503単位	503		
34	2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			452単位	452		
34	1221	予防薬剤師居宅療養ⅠⅠ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回限度)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			553		
34	1222	予防薬剤師居宅療養ⅠⅠ・特薬			553単位		特別な薬剤の場合 + 100単位		653	
34	1251	予防薬剤師居宅療養ⅠⅡ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			387		
34	1252	予防薬剤師居宅療養ⅠⅡ・特薬			387単位		特別な薬剤の場合 + 100単位		487	
34	1223	予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)		503		
34	1224	予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬					503単位		特別な薬剤の場合 + 100単位	
34	1255	予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)		503		
34	1256	予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬					503単位		特別な薬剤の場合 + 100単位	
34	1225	予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)		352		
34	1226	予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬					352単位		特別な薬剤の場合 + 100単位	
34	1253	予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)		352		
34	1254	予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬					352単位		特別な薬剤の場合 + 100単位	
34	1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			533単位	533	
34	1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			452単位	452	
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ		ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			352単位	352	
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			.302単位	302	
34	1261	予防看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			402単位	402		
34	1262	予防看護職員居宅療養Ⅰ・准看					准看護師が行う場合 × 90%	362		
34	1263	予防看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)				362		
34	1264	予防看護職員居宅療養Ⅱ・准看		362単位			准看護師が行う場合 × 90%	326		